

令和5年度

教育行政執行方針

湧別町教育委員会

令和5年第1回湧別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が人々の生活に大きな影響を与えたことにより、人工知能や仮想空間技術など既存の価値観や枠組みを覆す革新的な情報技術の利用が進み、私たちの社会生活に大きな変化をもたらしております。

このような背景の中で求められる教育の使命は、どのような社会変化にも柔軟に対応しつつ、未来を自ら判断し行動できる「生きる力」を備え、社会に活かすことのできる人材育成であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子どもたちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあっては、基本理念を「ふるさとを知り、ふるさとを好きになり、ふるさとを守り育てる」と定め、町民一人ひとり

が、心の豊かさや生きがいをもち生活するために、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことのできる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えのもと、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力をはぐくむ
- 2 自他を尊重し、ともに支える豊かな心をはぐくむ
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心をはぐくむ
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心をはぐくむ
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度をはぐくむ

5つの教育目標を制定し、令和5年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第一は、「小中一貫教育の推進について」であります。

優れた教育環境を確保するため、町内全域で小中一貫教育の導入を進めており、本年度は湧別地区に本町2校目となる義務教育学校「ゆうべつ学園」を4月に開校させるとともに、前期課程用の屋内体育館を建設いたします。

また、上湧別地区については、4つの小学校と1つの中学校を廃止して施設一体型義務教育学校を令和7年4月に開校することといたしました。このため校舎は上湧別中学校を活用して整備することとし、本年度から2か年で増築校舎を建設し、既存校舎の改修工事を令和6年度に実施してまいります。

第二は、「学力向上の取り組みについて」であります。

全国学力・学習状況調査の結果が全国平均並みとなっており、これまで実施した湧別小学校を核とした「湧別町型学校力向上事業」の効果が表れております。

また、北海道大学大学院教育学研究院の支援により中学校での「学びの共同体」の授業スタイルによる学力向上を進めており

ます。

本年度は、これらを全ての学校に普及させるため「湧別町学校力向上プラン」を作成し、これを各学校と連携することで、町内全体の学力向上を図ってまいります。

第三は、「ICT教育について」であります。

令和3年度から利用開始したGIGAスクール・タブレットパソコンは、日常的に授業で活用しているほか、複式学級の授業での活用や他校とのオンライン授業、あるいは新型コロナウイルス感染症でのオンライン授業など、さまざまな場面で利用が進んでおります。

本年度は、各学校での利用実態を調査し、その中から特に学習効果が高い活用方法を町内の全学校で情報共有し、ICT機器の利活用を図ってまいります。

第四は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

新型コロナウイルス感染症の対策については、引き続き国の

対応ガイドラインや衛生管理マニュアルに基づく対策をとりながら、学校行事等の平常化を進めます。また、オンライン授業やタブレット持ち帰りなど学びを止めない対策を行ってまいります。

登下校の安全確保については、「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づき、地域や警察・道路管理者と連携して安全確保に努めてまいります。

本年度から法律改正により全ての自転車利用者を対象にヘルメット着用努力義務化となるため、ヘルメット購入補助金の対象者を中学生まで拡大し、児童生徒の安全確保を図ってまいります。

第五は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

豊かな心を育むため、道徳授業や集団生活のルールを指導するとともに、運動の習慣化や規則正しい生活、スマートフォンやゲーム依存の防止なども指導することで、心と体が調和した優れた人格形成を図ってまいります。

いじめや不登校については、早期発見と素早い対応に努め、家庭や関係機関と連携して早期解決を図ってまいります。

第六は、「特別支援教育について」であります。

支援を必要とする児童生徒個々に応じた支援を行うため、通級指導教室をゆうべつ学園に設置し、ここを拠点として他校へ教員が巡回して通級指導を実施いたします。

あわせて各学校に特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、関係機関との連携を図り適切な支援を提供してまいります。

第七は、「部活動の地域移行について」であります。

国が進める部活動の地域移行は、学校教育の一環として行われてきた中学校の部活動を社会教育として行う「地域クラブ活動」に移行するもので、少子化が進むなか将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するものであります。

国のガイドラインでは本年度から3年間の改革推進期間中に、休日の部活動を地域移行することを目標にしておりますが、地域移行が難しい場合は、学校部活動を継続しつつ外部人材の導入による地域連携を進めることが求められております。

このため、本町の地域移行のありかたについて、本年度から検討を開始いたします。

第八は、「中高一貫教育について」であります。

町内中学校・義務教育学校後期課程と湧別高校で行う中高一貫教育は「キャリア教育」を連携の柱として平成17年度から実施しております。しかし地元中学生の湧別高校への進学率が低く伸び悩んでおり、事業内容の見直しが必要となっております。

そのため中学生にとって魅力ある中高一貫教育としなければなりません。

このため、これまでのキャリア教育をベースとしながら、大学入試での総合型選抜の対応や社会人としての地域参画力の育成など新たな視点を加えるなど、本年度から中高一貫教育の見直しを行ってまいります。

第九は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

湧別高校の魅力化と入学者数の増加を図るため、「北海道湧別高等学校存続対策事業」を継続して実施してまいります。本年度は新たにソフトテニス部とeスポーツ部を設置するため、これに必要なテニスコート整備費用を支援するとともに、eスポーツ部の活動場所とするため文化センターTOMにゲーミングパソコンを設置いたします。

また、令和6年度から全国募集をするために必要な広報活動経費などに支援を行ってまいります。

第十は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育については、英語検定資格の取得をめざす「英検チャレンジ事業」の対象学年を拡大して実施いたします。

また、友好都市であるニュージーランドのセルウィン町及びカナダのホワイトコート町と行っている中学生・高校生の交換留学事業と相互交流事業は、新型コロナウイルス感染症の影響

で3年間中止としておりましたが、本年度はニュージーランドへの派遣を実施する予定であります。

第十一は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身に付けるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

本年度の給食費については、賄材料費の高騰が続いておりますが、昨年同様に据え置きとし1食当たり小学生247円、中学生285円で提供してまいります。

第十二は、「社会教育の振興について」であります。

社会教育では、「人、自然、ふるさとから学び、地域とともに生きる」をテーマとして、本年2月に策定し、本年度を初年度とする「第3次社会教育中期計画」に基づき、町民の皆さんが地域で相互に学びあうことにより、豊かな人間性を育み、その力を地域で発揮できるよう、それぞれの分野における取り組みを進めてまいります。

家庭教育については、すべての教育の原点であり、子どもたちの健やかな成長を育む基礎となるものでありますが、近年、核家族化や地域でのつながりの希薄化等を背景とした家庭教育における様々な課題が指摘されております。

このため、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうことのないよう、親子で気軽に集い、交流を図る機会として従来の家庭教育研修会の実施方法を見直すとともに、子育て世代包括支援センターと連携を密にし、情報提供や相談体制の充実を図ってまいります。

青少年教育については、小学校高学年を対象とした「湧ゆう湧くわく体験塾」や「児童宿泊研修会」で、地域の人材を活用しながら、自然体験やスポーツ体験、ボランティア活動などを行い、豊かな人間性を育み、コミュニケーション能力を高めながら成長を促す取り組みを推進してまいります。

また、少子化に伴い、子ども会の活動が年々少なくなっていることから、全町的な子ども会事業を実施する青少年指導センターを支援することで、地域子ども会事業を補完するとともに、中高生リーダーの養成にも努めてまいります。

青年団体協議会は全町的な青年組織であります。が、会員不足などの課題も抱えておりますので、職種を超えた仲間づくりや、地域の青年組織の結びつきを深める自主的な取り組みに対して支援してまいります。

成人教育については、成人期は、家庭はもちろんのこと、地域や職場、サークルなどで中心的な役割や責任を担うとともに求められる時期でもあります。そのため学習領域も生活や職業上に加え、福祉や健康、地域活動など多岐にわたります。

このことから、「町民大学」や「ふるさと講座」などを開催し

ている社会教育関係団体への支援のほか、生涯学習振興奨励事業補助金により、自ら企画実施する自主事業を支援するとともに、町民の学習機会の充実に努めてまいります。

高齢者教育については、令和4年度から実施している活動意欲の高いアクティブシニアをターゲットにした3か月ごとの短期学習事業の拡充を図るとともに、「チューリップ生きがい大学」での学習と交流機会の提供を継続し、高齢者の学びを支え、生きがいのある充実した生活につなげていただけるよう支援してまいります。

社会教育施設については、生涯学習活動の拠点となる施設でありますので、指定管理者と連携を密にしながら、町民が気持ちよく利用できる施設の管理運営に努めるとともに、安心安全に利用できるよう計画的な整備を図ってまいります。

文化センターTOMでは、木材を活用したオリジナルのテーブルやパーテーション、椅子等を製作・設置することで、木のもつ優しさ温かみを最大限に生かし、町民が気軽に集い、楽しく過ごせるよう、憩いのスペースとして整備してまいります。

文化センターさざ波では、大ホールの舞台吊物装置について、老朽化に伴う故障や事故を未然に防ぐため、計画的な改修整備を実施いたします。

五鹿山スキー場では、オホーツクコース沿いの樹木の一部を伐採し、ゲレンデを拡幅することで、利用者の安全を確保し、利便性を図ってまいります。

第十三は、「スポーツの振興について」であります。

心身ともに健康な生活を営むためには、生涯にわたって誰もが体力や年齢に応じてスポーツや運動に親しむことが大切です。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で3年間中止を余儀なくされた「サロマ湖100kmウルトラマラソン」や「上野カップ少年少女柔道大会」などのスポーツ大会のほか、住民参加型イベント「チャレンジデー」を開催し、町民の健康増進や生涯スポーツの推進に努めてまいります。

体育協会をはじめスポーツ少年団などの団体育成につきましては、「五鹿山マラソン大会」や「町民スケート大会」など活動

の支援を図るとともに、スポーツ指導者の育成に努めてまいります。

また、体育館を活用して利用者個人に合ったトレーニング指導や運動教室を通じて、気軽に運動に親しむきっかけづくりに努め、町民の体力づくり、健康づくりの推進に努めてまいります。

さらに、各種団体活動や少年団活動において優秀な成績を収め、全道大会などへ出場する際の支援について、継続的に実施してまいります。

第十四は、「芸術文化の振興について」であります。

芸術文化は、人の感性を豊かにし、日々の生活に潤いをもたらすとともに、地域や町民の連帯感を深めるうえで大きな役割を果たすものであります。

本年度においても、子どもから大人まで幅広い年代に対して優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、「良いもの見よう聞こう会」などの町民有志団体により、芸術性だけでなく娯楽性に富んだ芸術鑑賞会を企画実施いただいておりますので、

今後もこれらの団体の支援に努めてまいります。

また、本年度から取り組む「eスポーツ」について、文化センターTOM内に設置する専用機器を活用して小中学生向けのeスポーツ講座を開催し、新しい生活文化に接する機会を提供してまいります。

また、文化連盟をはじめとする文化サークルの活動を継続的に支援し、豊かな人間性を育む芸術文化の普及振興に努めてまいります。

第十五は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

ふるさと館JRY・郷土館については、収蔵資料の整理を進め、適正な保存に努めてまいります。

また、本年度も学校教育との連携による体験型学習プログラムの提供や展示などを継続し、町民が歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財については、遺跡を保護し、次世代に伝えていく必要があります。

平成30年度より実施している北海道指定史跡「シブノツナイ 竪穴住居跡」の発掘調査を継続し、専門家による調査検討委員会の開催、出土資料の科学分析などを行い、遺跡の範囲や年代などについて確認してまいります。

第十六は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館については、学習活動の重要な拠点であります。そのため、本の購入、展示、質問への対応などの図書館機能の充実に努めてまいります。

子どもの読書活動を推進する取り組みをまとめた計画である「子どもの読書活動推進計画」は本年度から第2次計画がはじまります。この計画に基づき、ブックスタート事業、学校図書支援、移動図書館車運行、さらには各ボランティアとの協働による読み聞かせ会などの読書機会の提供を行い、読書普及活動の推進に努めてまいります。

以上、令和5年度の教育委員会の所管行政に関する執行方

針を申し上げました。

教育委員会では、町民が生涯学びつづける環境づくりのため、一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆さま及び町議会並びに教育関係者のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。